

1 仕事と家庭の両立支援の取り組み

(1) 育児休業制度の規定

育児休業制度とは、1歳未満（一定の場合には2歳に達するまで）の子を養育する労働者の申出により子を養育するために休業できる制度のことをいう。なお、労働基準法上の産前産後休業や有給休暇、又は事務所独自で規定する配偶者の出産に伴う休暇等を除く。

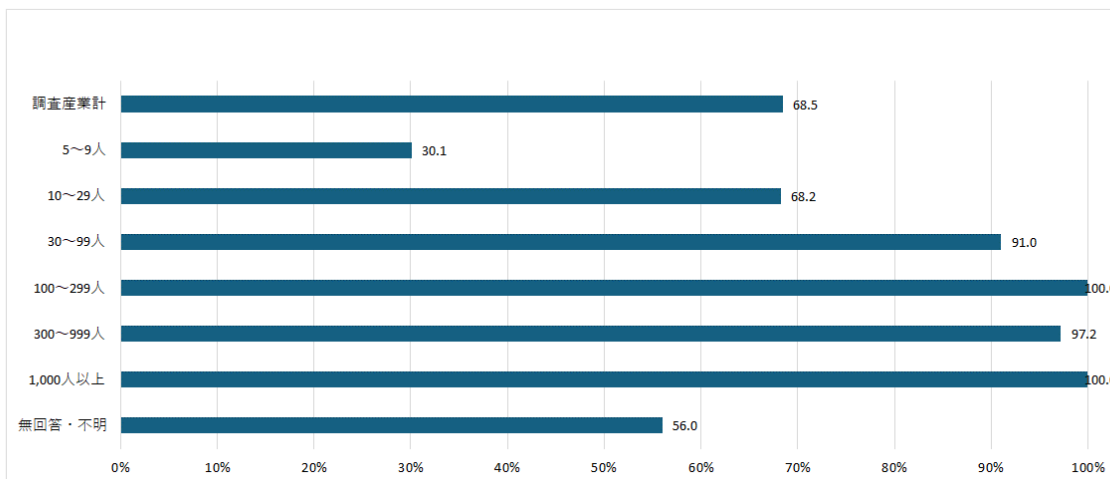
① 育児休業制度の規定状況

育児休業制度の規定状況を見ると、就業規則に「規定している」事業所は全体で68.5%となっており、従業員数が多い事業所ほど「規定している」割合が高くなっている。【図1】

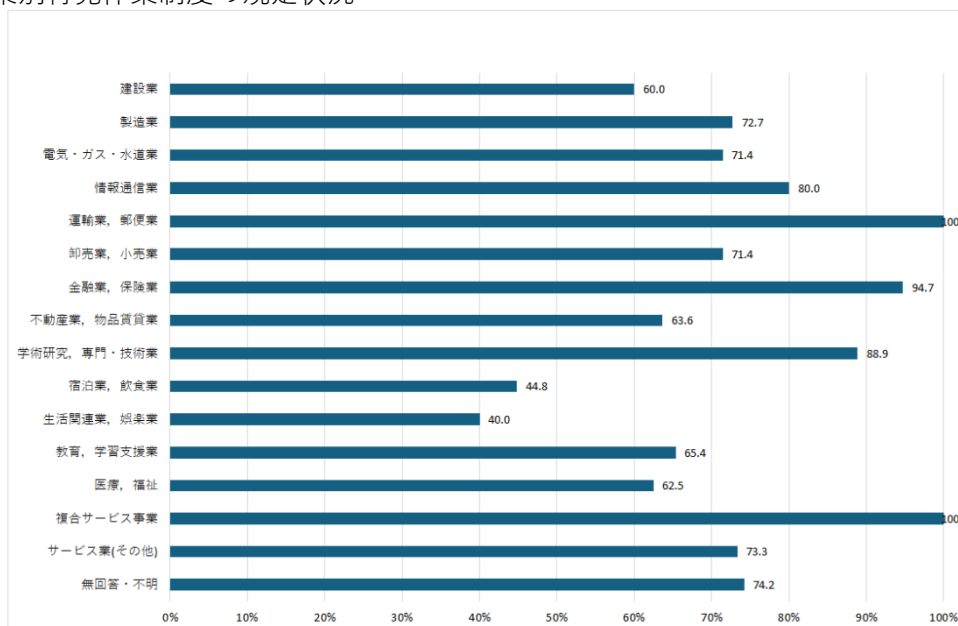
また、産業別にみると運輸業、郵便業と複合サービス事業が100.0%と最も高くなっている一方で、生活関連業、娯楽業が40.0%、宿泊業、飲食サービス業が44.8%と低くなっている。【図2】

過去5年間の経年比較を見るとほぼ横ばい状態で、育児休業制度の規定を行う事業所の増加には至っていない状況である。【図3】

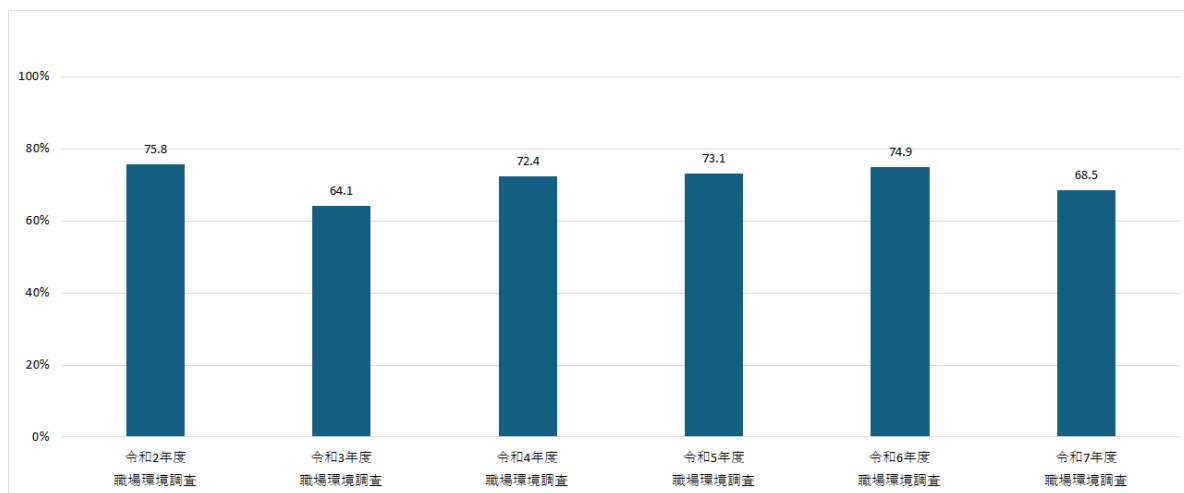
【図1】 事業所の規模別育児休業制度の規定状況



【図2】 産業別育児休業制度の規定状況



【図3】 育児休業制度の規定状況 調査全体の令和2年度～7年度職場環境調査との経年比較



育児休業制度の規定があると回答した事業所では、子の年齢による育児休業の期間を設定しているが、1歳以上2歳未満までとする事業所が最も多く47.2%となっている。【表1】

事業所によっては、2歳以上3歳未満、3歳以上まで取得できる場合もあるが、それは従業員数が多い事業所が優位となっており、従業員数が少ない事業所では、1歳未満の割合が高くなっている。

【表1】 育児休業制度の規定状況 子の年齢による期間の設定

※（ ）内は件数

	規定あり合計		1歳未満		1歳以上～2歳未満		2歳以上～3歳未満		3歳以上	
	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数
調査産業計	100.0%	(339)	31.0%	(105)	47.2%	(160)	15.9%	(54)	5.9%	(20)
5～9人	100.0%	(40)	42.5%	(17)	40.0%	(16)	12.5%	(5)	5.0%	(2)
10～29人	100.0%	(73)	42.5%	(31)	47.9%	(35)	8.2%	(6)	1.4%	(1)
30～99人	100.0%	(61)	34.4%	(21)	49.2%	(30)	13.1%	(8)	3.3%	(2)
100～299人	100.0%	(43)	20.9%	(9)	60.5%	(26)	14.0%	(6)	4.7%	(2)
300～999人	100.0%	(35)	22.9%	(8)	45.7%	(16)	25.7%	(9)	5.7%	(2)
1,000人以上	100.0%	(59)	13.6%	(8)	44.1%	(26)	28.8%	(17)	13.6%	(8)
無回答・不明	100.0%	(28)	39.3%	(11)	39.3%	(11)	10.7%	(3)	10.7%	(3)
調査産業計	100.0%	(339)	31.0%	(105)	47.2%	(160)	15.9%	(54)	5.9%	(20)
建設業	100.0%	(24)	50.0%	(12)	25.0%	(6)	20.8%	(5)	4.2%	(1)
製造業	100.0%	(40)	35.0%	(14)	60.0%	(24)	5.0%	(2)	0.0%	(0)
電気・ガス・水道業	100.0%	(5)	40.0%	(2)	20.0%	(1)	40.0%	(2)	0.0%	(0)
情報通信業	100.0%	(4)	0.0%	(0)	25.0%	(1)	75.0%	(3)	0.0%	(0)
運輸業、郵便業	100.0%	(15)	53.3%	(8)	40.0%	(6)	0.0%	(0)	6.7%	(1)
卸売業、小売業	100.0%	(60)	33.3%	(20)	51.7%	(31)	8.3%	(5)	6.7%	(4)
金融業、保険業	100.0%	(18)	0.0%	(0)	66.7%	(12)	27.8%	(5)	5.6%	(1)
不動産業、物品賃貸業	100.0%	(7)	14.3%	(1)	85.7%	(6)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
学術研究、専門・技術業	100.0%	(8)	37.5%	(3)	50.0%	(4)	0.0%	(0)	12.5%	(1)
宿泊業、飲食業	100.0%	(13)	23.1%	(3)	46.2%	(6)	15.4%	(2)	15.4%	(2)
生活関連業、娯楽業	100.0%	(6)	16.7%	(1)	50.0%	(3)	16.7%	(1)	16.7%	(1)
教育、学習支援業	100.0%	(17)	23.5%	(4)	41.2%	(7)	29.4%	(5)	5.9%	(1)
医療、福祉	100.0%	(70)	30.0%	(21)	45.7%	(32)	20.0%	(14)	4.3%	(3)
複合サービス事業	100.0%	(7)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	42.9%	(3)	57.1%	(4)
サービス業（その他）	100.0%	(22)	27.3%	(6)	54.5%	(12)	18.2%	(4)	0.0%	(0)
無回答・不明	100.0%	(23)	43.5%	(10)	39.1%	(9)	13.0%	(3)	4.3%	(1)

②出生時育児休業を含む育児休業取得状況

出生時育児休業（産後パパ育休）とは、原則、子の出生後8週間以内の期間内で4週間（28日）以内、分割2回までを限度として労働者から申し出た期間休業できる制度のことをいう。

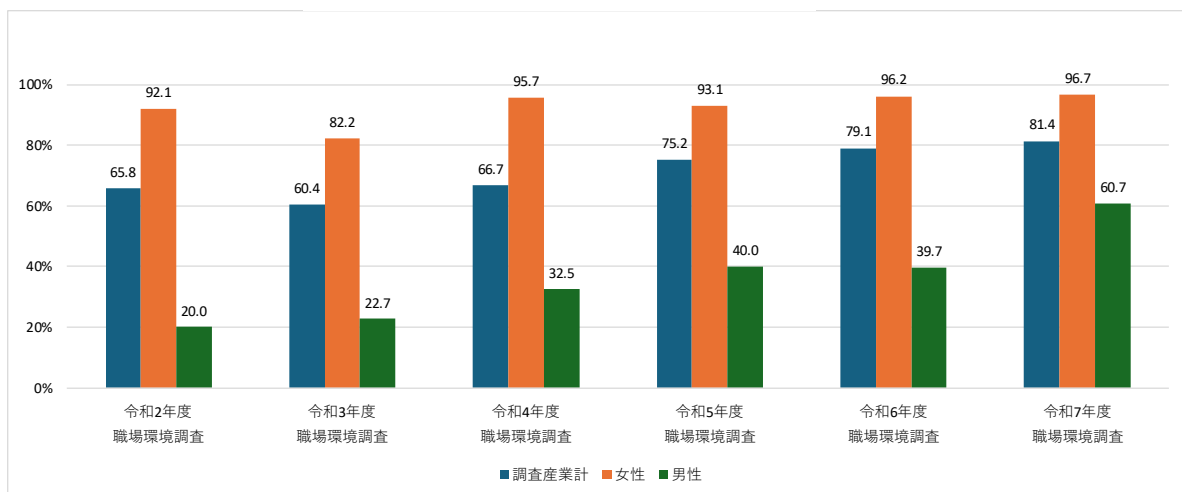
育児休業とは別に取得でき、事業主は出生後8週間以内の子を養育する産後休業をしていない男女労働者から申出があれば、出生時育児休業を与えなければならない。

また、労使協定に、産後パパ育休期間中に就業させることができると定めた労働者に限り、出生時育児休業期間中に就業することができる日等を、休業開始前日まで事業主に申し出ることができる。

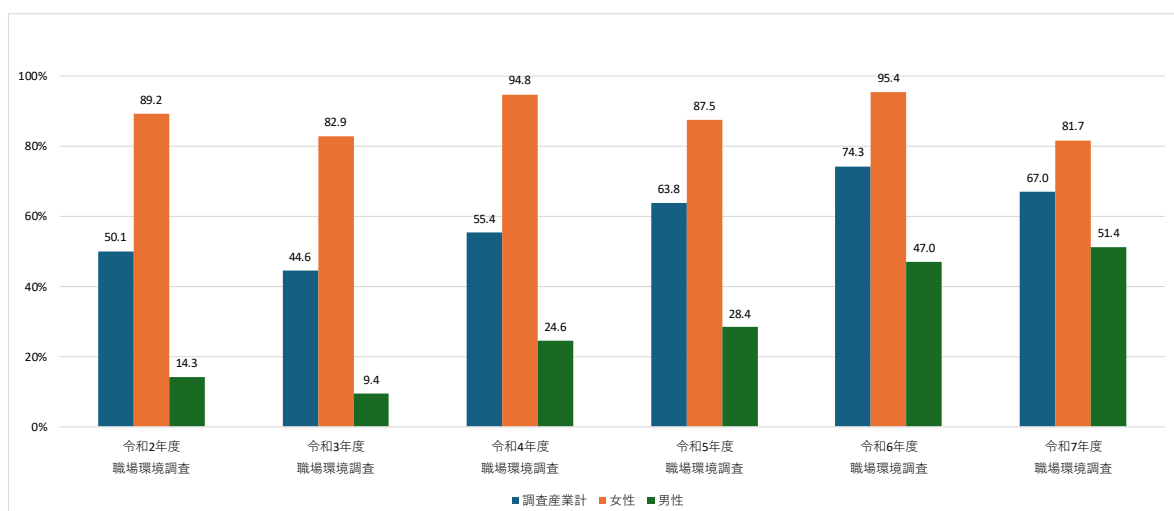
育児休業制度を規定している事業所において、実際に育児休業を取得した従業員の有無を経年比較してみると、近年男性の育児休業取得者の割合が増加し、総計として育児休業を取得する従業員がいる事業所が増加している。【図4】これは、令和7年4月から段階的に施行された育児介護休業法等の改正の影響が大きいと考えられる。

また、育児休業取得割合の経年比較を見ても、男性の育休取得率が向上しており、男性の育児休業取得対象者の半数以上がこの制度を利用していることがわかる。【図5】

【図4】 育児休業者の有無（出生時育児休業を含む）令和2年度～7年度職場環境調査との経年比較



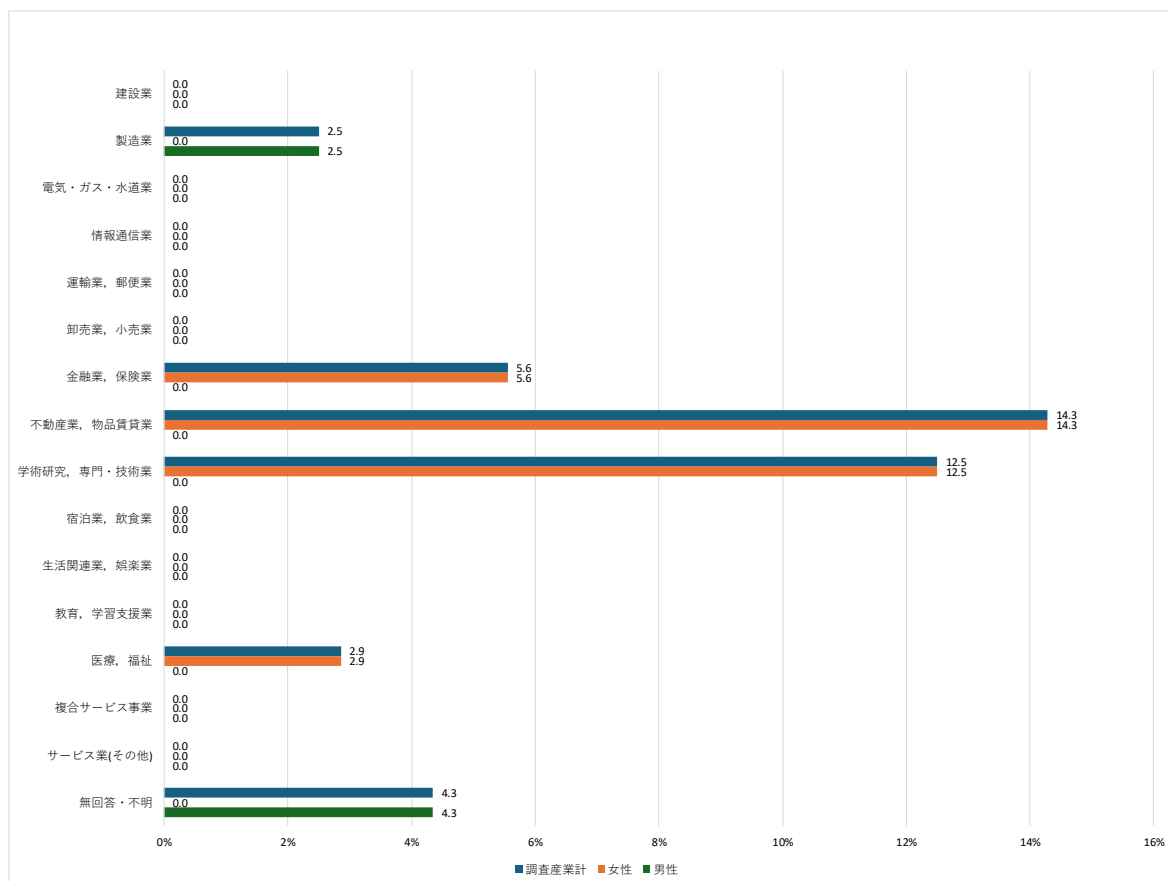
【図5】 育児休業の取得割合 令和2～7年度職場環境調査との経年比較



③退職した育児休業者がいた事業所割合

育児休業者のうち、令和6年8月1日～令和7年7月31日の間に復職予定だったが退職した者がいる割合をみると、不動産業、物品賃貸業が14.3%、教育、学習支援業の12.5%となっているものの、半数以上の産業において、退職者は0%～3.0%未満となっており、男女とも育児休業を取得後に復職する従業員が圧倒的多数となっている。

【図6】 令和6年8月1日～令和7年7月31日の間に復職予定だった育児休業者が退職した事業所割合
※数値は%



(2) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の状況

① 育児のための所定労働時間の短縮措置制度の内容及び期間

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度を規定している事業所は58.4%となっており、最長利用期間は子の年齢が「3歳未満」とする事業所が26.3%、「小学校就学の始期に達するまで」が13.1%となっている。【表2】

事業所の従業員数で比較すると、従業員の多い事業所ほど規定している割合が高い。【図7】

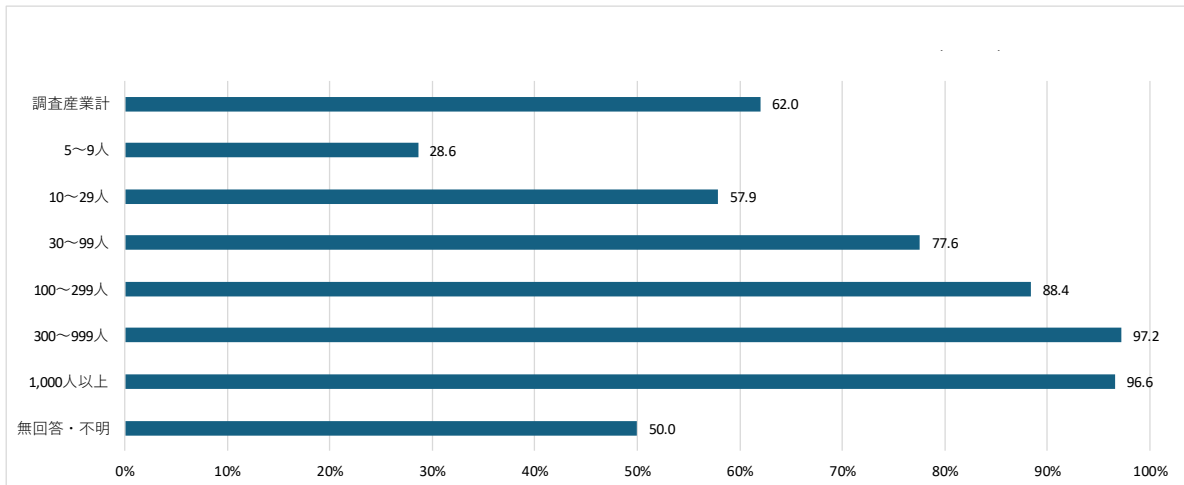
また、その内容については、「短時間勤務制度」が58.4%となっており、次いで「所定外労働の制限」が52.3%、「始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ」が41.0%となっている。反対に「在宅勤務・テレワーク」が7.9%、「育児のためのフレックスタイム制度」が15.8%と低くなっている。【図8】

【表2】 育児のための所定労働時間の短縮措置等制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合

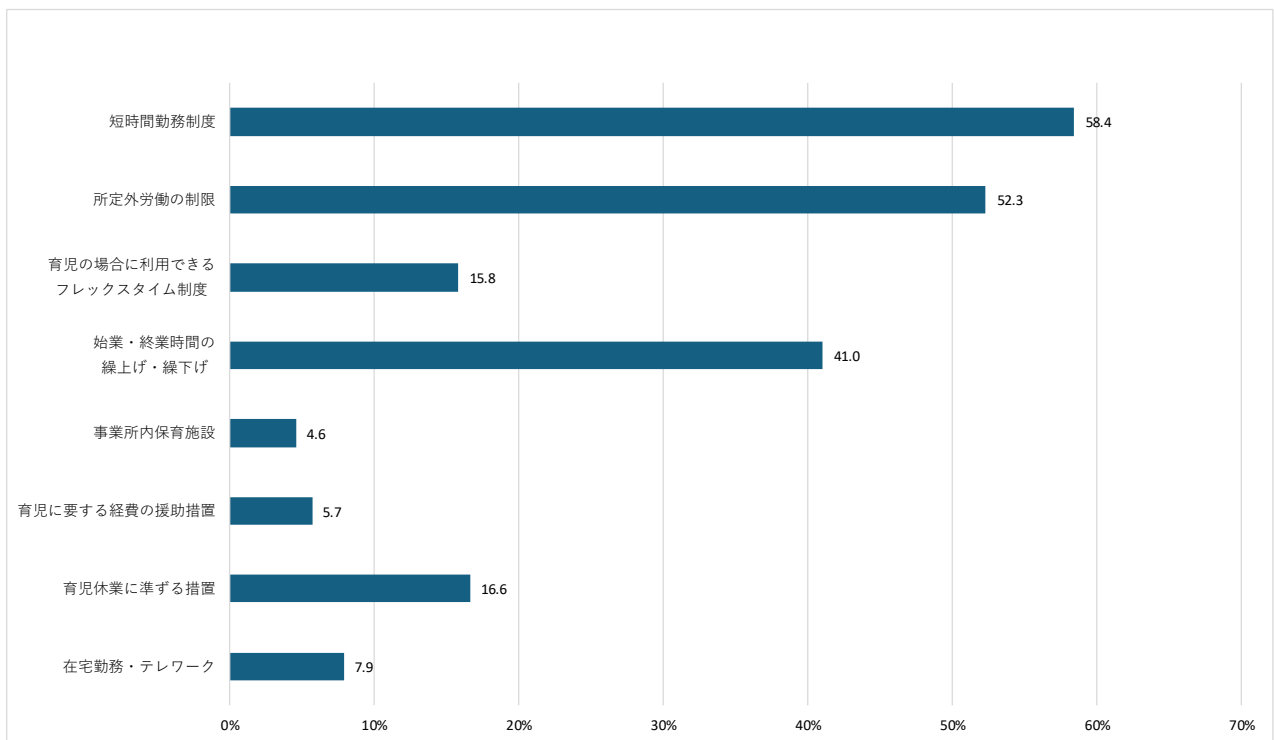
% (件数)

	制度あり	最長利用期間							制度なし	無回答・不明
		3歳未満	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学から3年	小学校4年から卒業	小学校卒業以降も利用可能			
調査産業計	58.4% (289)	26.3% (130)	2.6% (13)	13.1% (65)	6.1% (30)	5.3% (26)	5.1% (25)	36.0% (178)	5.7% (28)	
5～9人	24.8% (33)	13.5% (18)	0.8% (1)	2.3% (3)	1.5% (2)	1.5% (2)	5.3% (7)	70.7% (94)	4.5% (6)	
10～29人	54.2% (58)	37.4% (40)	2.8% (3)	11.2% (12)	1.9% (2)	0.0% (0)	0.9% (1)	42.1% (45)	3.7% (4)	
30～99人	70.1% (47)	40.3% (27)	4.5% (3)	14.9% (10)	1.5% (1)	6.0% (4)	3.0% (2)	17.9% (12)	11.9% (8)	
100～299人	86.0% (37)	32.6% (14)	2.3% (1)	25.6% (11)	9.3% (4)	11.6% (5)	4.7% (2)	11.6% (5)	2.3% (1)	
300～999人	97.2% (35)	19.4% (7)	5.6% (2)	41.7% (15)	19.4% (7)	8.3% (3)	2.8% (1)	2.8% (1)	0.0% (0)	
1,000人以上	94.9% (56)	25.4% (15)	0.0% (0)	16.9% (10)	20.3% (12)	18.6% (11)	13.6% (8)	1.7% (1)	3.4% (2)	
無回答・不明	46.0% (23)	18.0% (9)	6.0% (3)	8.0% (4)	4.0% (2)	2.0% (1)	8.0% (4)	40.0% (20)	14.0% (7)	
調査産業計	58.4% (289)	26.3% (130)	2.6% (13)	13.1% (65)	6.1% (30)	5.3% (26)	5.1% (25)	36.0% (178)	5.7% (28)	
建設業	67.5% (27)	27.5% (11)	7.5% (3)	7.5% (3)	10.0% (4)	7.5% (3)	7.5% (3)	27.5% (11)	5.0% (2)	
製造業	60.0% (33)	36.4% (20)	0.0% (0)	16.4% (9)	0.0% (0)	7.3% (4)	0.0% (0)	38.2% (21)	1.8% (1)	
電気・ガス・水道業	71.4% (5)	28.6% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	28.6% (2)	14.3% (1)	0.0% (0)	28.6% (2)	0.0% (0)	
情報通信業	80.0% (4)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	60.0% (3)	20.0% (1)	0.0% (0)	20.0% (1)	0.0% (0)	
運輸業、郵便業	66.7% (10)	40.0% (6)	0.0% (0)	6.7% (1)	13.3% (2)	6.7% (1)	0.0% (0)	26.7% (4)	6.7% (1)	
卸売業、小売業	61.9% (52)	25.0% (21)	1.2% (1)	15.5% (13)	8.3% (7)	7.1% (6)	4.8% (4)	31.0% (26)	7.1% (6)	
金融業、保険業	89.5% (17)	52.6% (10)	0.0% (0)	5.3% (1)	15.8% (3)	5.3% (1)	10.5% (2)	10.5% (2)	0.0% (0)	
不動産業、物品賃貸業	36.4% (4)	18.2% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	18.2% (2)	0.0% (0)	45.5% (5)	18.2% (2)	
学術研究、専門・技術業	66.7% (6)	55.6% (5)	0.0% (0)	11.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	22.2% (2)	11.1% (1)	
宿泊業、飲食業	41.4% (12)	13.8% (4)	3.4% (1)	17.2% (5)	3.4% (1)	0.0% (0)	3.4% (1)	58.6% (17)	0.0% (0)	
生活関連業、娯楽業	46.7% (7)	6.7% (1)	0.0% (0)	6.7% (1)	0.0% (0)	6.7% (1)	26.7% (4)	53.3% (8)	0.0% (0)	
教育、学習支援業	57.7% (15)	26.9% (7)	0.0% (0)	19.2% (5)	7.7% (2)	3.8% (1)	0.0% (0)	30.8% (8)	11.5% (3)	
医療、福祉	48.2% (54)	20.5% (23)	5.4% (6)	12.5% (14)	3.6% (4)	3.6% (4)	2.7% (3)	42.9% (48)	8.9% (10)	
複合サービス事業	71.4% (5)	0.0% (0)	0.0% (0)	14.3% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	57.1% (4)	14.3% (1)	14.3% (1)	
サービス業(その他)	63.3% (19)	33.3% (10)	0.0% (0)	20.0% (6)	6.7% (2)	3.3% (1)	0.0% (0)	36.7% (11)	0.0% (0)	
無回答・不明	61.3% (19)	25.8% (8)	6.5% (2)	16.1% (5)	0.0% (0)	0.0% (0)	12.9% (4)	35.5% (11)	3.2% (1)	

【図7】 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度導入事業所割合



【図8】 育児のための所定労働時間の短縮等の内容別の措置



(3) 介護休業制度

「**介護休業制度**」とは、要介護状態（負傷、疾病または身体上もしくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族の介護・世話をするために、連続して休業できる制度。後述の「**介護休暇制度**」（要介護状態にある対象家族の世話をするために、時間単位の休暇を取得する制度）とは別の制度である。

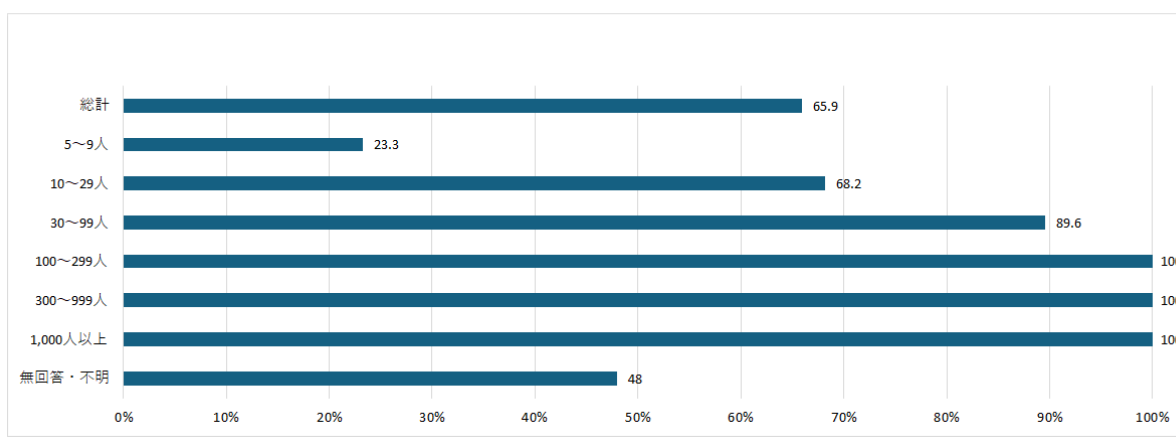
① 介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定状況を見ると、就業規則に規定している事業所の割合は70.0%となっている。

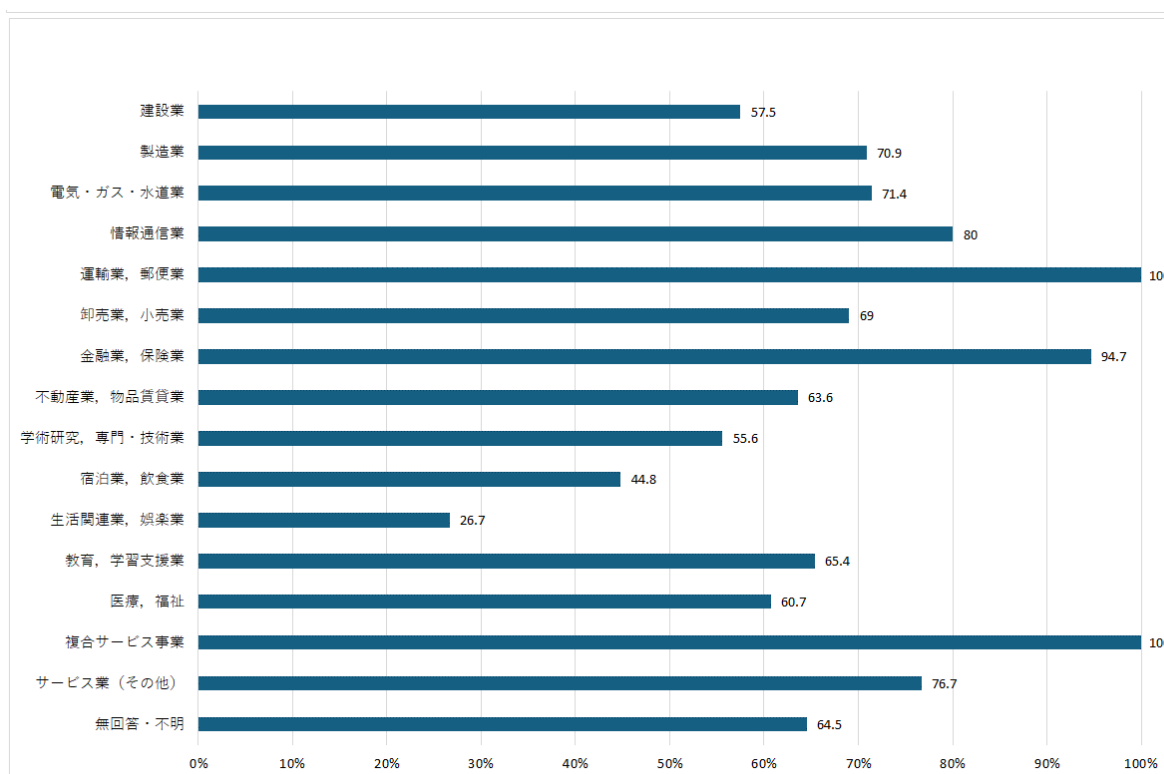
規模別にみると、従業員数が100人以上の事業所では、100%規定しているが、5人～9人の事業所では23.3%、10人～29人以下の事業所では68.2%と低い割合になっている。【図9】

産業別では運輸・郵便業と複合サービス事業が100%と最も高く、生活関連業・娯楽業が26.7%と低い割合になっている。【図10】

【図9】 事業所の規模別介護休業制度の規定状況



【図10】 産業別介護休業制度の規定状況



②介護休業規定における期間及び取得状況

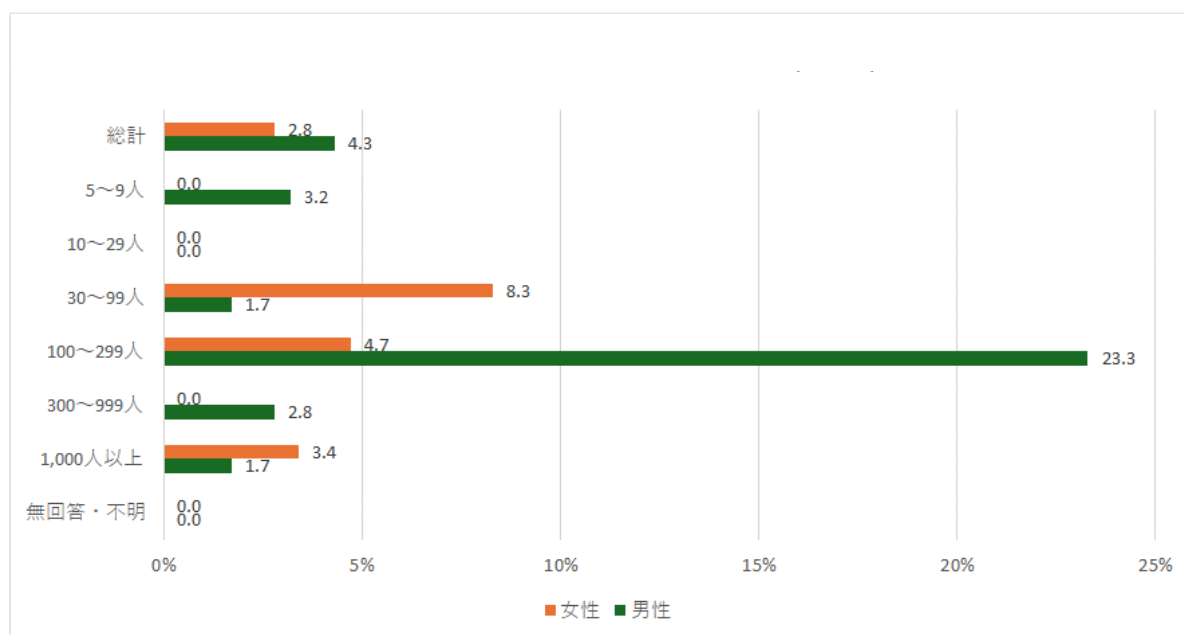
介護休業の規定がある事業所において、介護休業の取得可能期間は「通算して93日（法定どおり）」が75.1%で最も多い。続いて93日～6か月未満が10.2%となっている。また1年を超える期間としている事業所が2.3%となっている。【表3】

介護休業取得者の男女別割合では、男女の差はなくなっている。【図11】

【表3】 介護休業制度の規定における最長期間

	通算して93日 (法定どおり)		93日を超え 6ヶ月未満		6ヶ月		6ヶ月を超え 1年未満		1年		1年を 超える期間		無回答・不明	
	%	(件数)	%	(件数)	%	(件数)	%	(件数)	%	(件数)	%	(件数)	%	(件数)
調査産業計	75.1%	(229)	10.2%	(31)	5.2%	(16)	2.0%	(6)	4.3%	(13)	2.3%	(7)	1.0%	(3)
5～9人	100.0%	(24)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
10～29人	93.8%	(61)	3.1%	(2)	1.5%	(1)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	1.5%	(1)	0.0%	(0)
30～99人	84.2%	(48)	10.5%	(6)	1.8%	(1)	1.8%	(1)	0.0%	(0)	1.8%	(1)	0.0%	(0)
100～299人	86.0%	(37)	9.3%	(4)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	2.3%	(1)	0.0%	(0)	2.3%	(1)
300～999人	71.4%	(25)	5.7%	(2)	5.7%	(2)	8.6%	(3)	2.9%	(1)	5.7%	(2)	0.0%	(0)
1,000人以上	34.5%	(20)	24.1%	(14)	17.2%	(10)	3.4%	(2)	17.2%	(10)	3.4%	(2)	0.0%	(0)
無回答・不明	60.9%	(14)	13.0%	(3)	8.7%	(2)	0.0%	(0)	4.3%	(1)	4.3%	(1)	8.7%	(2)
調査産業計	75.1%	(229)	10.2%	(31)	5.2%	(16)	2.0%	(6)	4.3%	(13)	2.3%	(7)	1.0%	(3)
建設業	85.0%	(17)	0.0%	(0)	10.0%	(2)	0.0%	(0)	5.0%	(1)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
製造業	78.9%	(30)	10.5%	(4)	5.3%	(2)	0.0%	(0)	5.3%	(2)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
電気・ガス・水道業	60.0%	(3)	0.0%	(0)	20.0%	(1)	0.0%	(0)	20.0%	(1)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
情報通信業	25.0%	(1)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	75.0%	(3)	0.0%	(0)
運輸業、郵便業	85.7%	(12)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	14.3%	(2)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
卸売業、小売業	76.4%	(42)	14.5%	(8)	1.8%	(1)	1.8%	(1)	0.0%	(0)	5.5%	(3)	0.0%	(0)
金融業、保険業	38.9%	(7)	50.0%	(9)	5.6%	(1)	0.0%	(0)	5.6%	(1)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
不動産業、物品賃貸業	85.7%	(6)	14.3%	(1)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
学術研究、専門・技術業	80.0%	(4)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	20.0%	(1)
宿泊業、飲食業	90.9%	(10)	0.0%	(0)	9.1%	(1)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
生活関連業、娯楽業	75.0%	(3)	25.0%	(1)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
教育、学習支援業	52.9%	(9)	5.9%	(1)	5.9%	(1)	23.5%	(4)	11.8%	(2)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
医療、福祉	88.5%	(54)	8.2%	(5)	3.3%	(2)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
複合サービス事業	14.3%	(1)	0.0%	(0)	28.6%	(2)	14.3%	(1)	42.9%	(3)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
サービス業（その他）	80.0%	(16)	5.0%	(1)	5.0%	(1)	0.0%	(0)	5.0%	(1)	5.0%	(1)	0.0%	(0)
無回答・不明	73.7%	(14)	5.3%	(1)	10.5%	(2)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	10.5%	(2)

【図11】 介護休業取得者の事業所規模別男女割合



(4) 介護休暇制度

「**介護休暇制度**」とは、要介護状態にある対象家族の介護・世話をするために、1日または時間単位の休暇を取得できる制度をいい、先に挙げた「**介護休業制度**」とは別の制度であるが、要介護状態の定義は、介護休業と同じである。

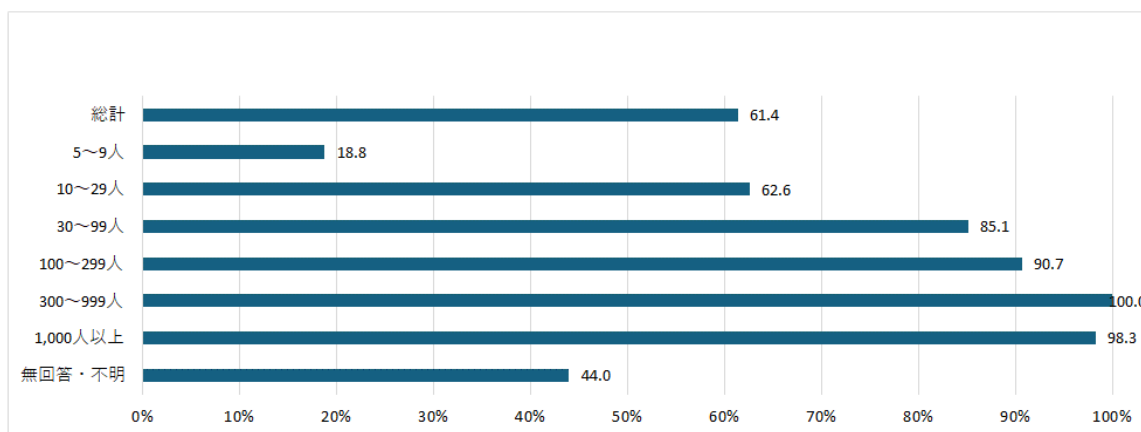
また、労働基準法上の年次有給休暇を、要介護状態にある家族の介護や世話をを行うためにする場合はこれに当たらない。

① 介護休暇制度の規定状況

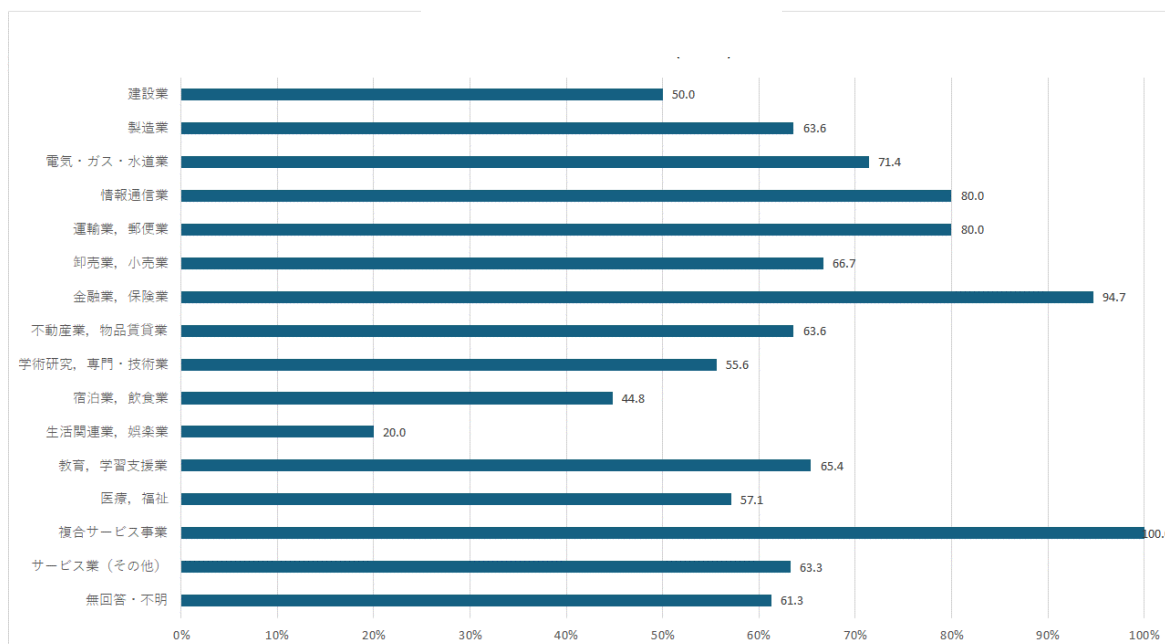
介護休暇制度の規定状況は、全体で 61.4%となっている。規模別で見ると、「介護休業制度」と同じく、従業員数が 100 人以上の事業所で高く、従業員数が少ない事業所で低い割合である。【図 12】

産業別で見ると、複合サービス事業が 100%と最も高く、生活関連・娯楽業が 20.0%と低い割合になっている。【図 13】

【図 12】 事業所の規模別介護休暇制度の規定状況



【図 13】 産業別介護休暇制度の規定状況



②介護休暇規定における期間及び取得状況

介護休暇の年間取得日数の制限では、対象家族が1人の場合、5日とする事業所が最も多く84.6%、対象家族が2人以上の場合、10日とする事業所が75.6%と、いずれも法定どおりとする事業所が最も多かった。【表4】

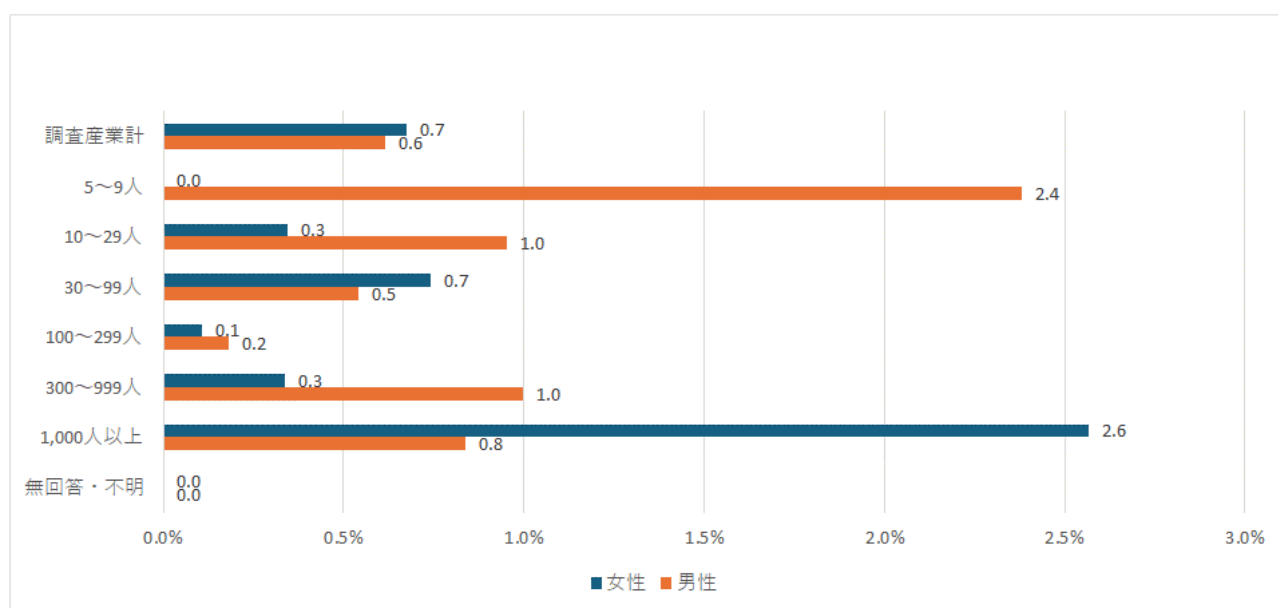
【表4】 介護休暇制度の規定状況～休暇日数の制限等

※数値は% () 内は件数

	対象家族が1人の場合				対象家族が2人以上の場合				無回答・不明
	5日(法定どおり)	6～10日	11～20日	21日以上	5日(法定どおり)	6～10日	11～20日	21日以上	
調査産業計	84.6% (236)	7.2% (20)	2.9% (8)	4.7% (13)	75.6% (211)	1.1% (3)	0.4% (1)	2.5% (7)	20.4% (57)
5～9人	90.0% (18)	5.0% (1)	0.0% (0)	5.0% (1)	55.0% (11)	0.0% (0)	0.0% (0)	5.0% (1)	40.0% (8)
10～29人	87.1% (54)	0.0% (0)	0.0% (0)	11.3% (7)	69.4% (43)	0.0% (0)	0.0% (0)	8.1% (5)	22.6% (14)
30～99人	90.2% (46)	2.0% (1)	0.0% (0)	7.8% (4)	78.4% (40)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	21.6% (11)
100～299人	86.1% (31)	2.8% (1)	8.3% (3)	0.0% (0)	77.8% (28)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	22.2% (8)
300～999人	87.9% (29)	3.0% (1)	9.1% (3)	0.0% (0)	78.8% (26)	3.0% (1)	3.0% (1)	0.0% (0)	15.2% (5)
1,000人以上	71.9% (41)	26.3% (15)	1.8% (1)	0.0% (0)	91.2% (52)	3.5% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	5.3% (3)
無回答・不明	85.0% (17)	5.0% (1)	5.0% (1)	5.0% (1)	55.0% (11)	0.0% (0)	0.0% (0)	5.0% (1)	40.0% (8)
建設業	89.5% (17)	5.3% (1)	0.0% (0)	5.3% (1)	78.9% (15)	5.3% (1)	0.0% (0)	5.3% (1)	10.5% (2)
製造業	84.8% (28)	0.0% (0)	0.0% (0)	15.2% (5)	78.8% (26)	0.0% (0)	0.0% (0)	9.1% (3)	12.1% (4)
電気・ガス・水道業	100.0% (5)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	60.0% (3)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	40.0% (2)
情報通信業	66.7% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	33.3% (1)	33.3% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	66.7% (2)
運輸業、郵便業	91.7% (11)	8.3% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	83.3% (10)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	16.7% (2)
卸売業、小売業	84.0% (42)	12.0% (6)	0.0% (0)	2.0% (1)	74.0% (37)	0.0% (0)	0.0% (0)	2.0% (1)	24.0% (12)
金融業、保険業	44.4% (8)	50.0% (9)	5.6% (1)	0.0% (0)	83.3% (15)	5.6% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	11.1% (2)
不動産業、物品賃貸業	85.7% (6)	14.3% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	85.7% (6)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	14.3% (1)
学術研究、専門・技術業	100.0% (5)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	80.0% (4)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	20.0% (1)
宿泊業、飲食業	100.0% (11)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	100.0% (11)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
生活関連業、娯楽業	66.7% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	33.3% (1)	66.7% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	33.3% (1)
教育、学習支援業	64.7% (11)	5.9% (1)	23.5% (4)	0.0% (0)	58.8% (10)	5.9% (1)	5.9% (1)	0.0% (0)	29.4% (5)
医療、福祉	87.5% (49)	1.8% (1)	5.4% (3)	5.4% (3)	66.1% (37)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.8% (1)	32.1% (18)
複合サービス事業	100.0% (7)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	100.0% (7)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
サービス業(その他)	93.8% (15)	0.0% (0)	0.0% (0)	6.3% (1)	87.5% (14)	0.0% (0)	0.0% (0)	6.3% (1)	6.3% (1)
無回答・不明	100.0% (17)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	76.5% (13)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	23.5% (4)

介護休暇取得者の男女比を事業所規模別で見ると、「介護休業制度」と同様に介護休暇の取得には、男女による偏りはなくなっていることがうかがえる。【図14】

【図14】 介護休暇取得者の事業所規模別男女割合



(5) 子の看護休暇制度

「子の看護休暇制度」とは、負傷または疾病にかかった子の世話、または疾病の予防を図るために必要な世話をを行うために、1年度において5日(子が2名以上の場合は10日)を限度として休暇を取得できる制度のことを言う。

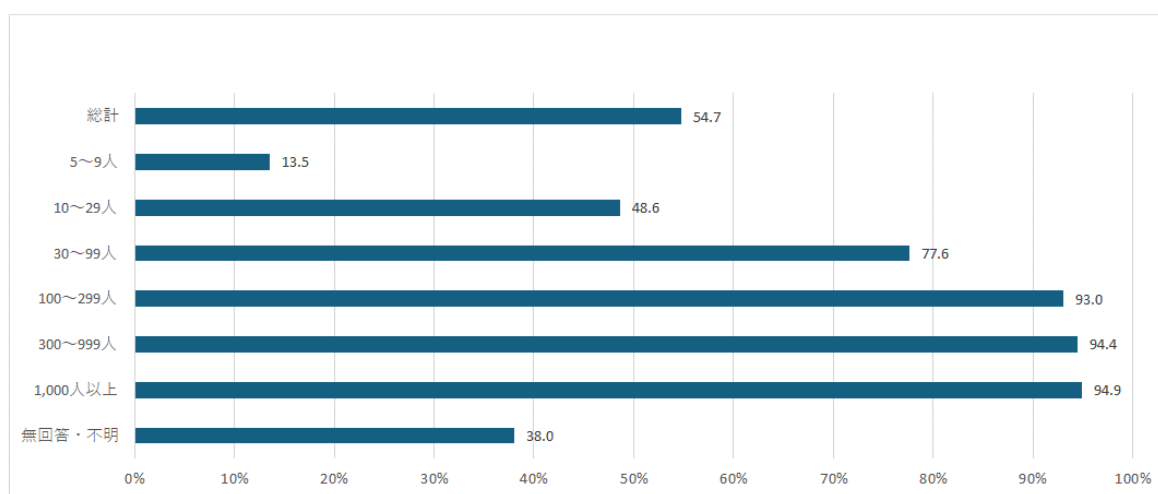
①子の看護休暇の規定状況

子の看護休暇の規定状況をみると、就業規則に「規定している」事業所は、54.7%となっている。

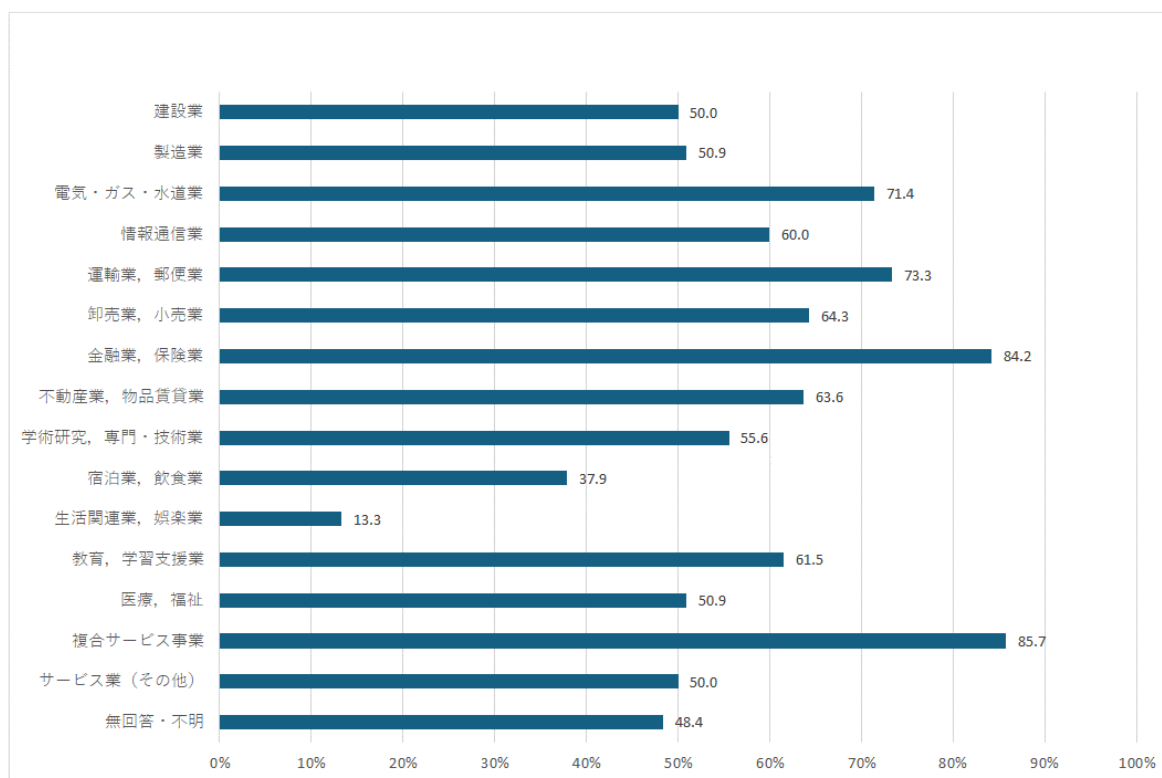
規模別にみると、従業員数が100人以上の事業所は90%以上が規定している反面、5人～9人が13.5%、10人～29人が48.6%となっており、従業員数が少ない事業所では規定する割合が低い。【図15】

また、産業別にみると、複合サービス事業と金融業、保険業が80%を超えて高くなっている。【図16】

【図15】事業所の規模別子の看護休暇の規定状況



【図16】産業別子の看護休暇の規定状況



②子の看護休暇規定における期間及び取得状況

子の看護休暇の規定がある事業所において、看護休暇の期間は「小学校3年生終了まで」が46.3%で最も高い。一方で「子の看護休暇の規定なし」の事業所が41.6%となっている。【表5】

【表5】 子の看護休暇制度の規定状況～看護休暇取得可能な期間

	規定あり						子の看護等 休暇の規定なし	無回答・不明				
	小学校3年生 終了まで		小学校4年生から 小学校卒業まで		小学校卒業 以降も対象							
調査産業計	54.7%	(271)	46.3%	(229)	5.1%	(25)	3.4%	(17)	41.6%	(206)	3.6%	(18)
5～9人	13.5%	(18)	10.5%	(14)	0.8%	(1)	2.3%	(3)	85.0%	(113)	1.5%	(2)
10～29人	48.6%	(52)	43.9%	(47)	1.9%	(2)	2.8%	(3)	46.7%	(50)	4.7%	(5)
30～99人	77.6%	(52)	65.7%	(44)	6.0%	(4)	6.0%	(4)	19.4%	(13)	3.0%	(2)
100～299人	93.0%	(40)	83.7%	(36)	7.0%	(3)	2.3%	(1)	4.7%	(2)	2.3%	(1)
300～999人	94.4%	(34)	75.0%	(27)	13.9%	(5)	5.6%	(2)	2.8%	(1)	2.8%	(1)
1,000人以上	94.9%	(56)	72.9%	(43)	16.9%	(10)	5.1%	(3)	3.4%	(2)	1.7%	(1)
無回答・不明	38.0%	(19)	36.0%	(18)	0.0%	(0)	2.0%	(1)	50.0%	(25)	12.0%	(6)
建設業	50.0%	(20)	42.5%	(17)	2.5%	(1)	5.0%	(2)	42.5%	(17)	7.5%	(3)
製造業	50.9%	(28)	47.3%	(26)	1.8%	(1)	1.8%	(1)	47.3%	(26)	1.8%	(1)
電気・ガス・水道業	71.4%	(5)	57.1%	(4)	14.3%	(1)	0.0%	(0)	28.6%	(2)	0.0%	(0)
情報通信業	60.0%	(3)	40.0%	(2)	0.0%	(0)	20.0%	(1)	40.0%	(2)	0.0%	(0)
運輸業、郵便業	73.3%	(11)	53.3%	(8)	13.3%	(2)	6.7%	(1)	26.7%	(4)	0.0%	(0)
卸売業、小売業	64.3%	(54)	53.6%	(45)	6.0%	(5)	4.8%	(4)	29.8%	(25)	6.0%	(5)
金融業、保険業	84.2%	(16)	73.7%	(14)	0.0%	(0)	10.5%	(2)	15.8%	(3)	0.0%	(0)
不動産業、物品賃貸業	63.6%	(7)	54.5%	(6)	9.1%	(1)	0.0%	(0)	36.4%	(4)	0.0%	(0)
学術研究、専門・技術業	55.6%	(5)	55.6%	(5)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	44.4%	(4)	0.0%	(0)
宿泊業、飲食業	37.9%	(11)	37.9%	(11)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	62.1%	(18)	0.0%	(0)
生活関連業、娯楽業	13.3%	(2)	13.3%	(2)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	73.3%	(11)	13.3%	(2)
教育、学習支援業	61.5%	(16)	46.2%	(12)	15.4%	(4)	0.0%	(0)	30.8%	(8)	7.7%	(2)
医療、福祉	50.9%	(57)	42.0%	(47)	5.4%	(6)	3.6%	(4)	49.1%	(55)	0.0%	(0)
複合サービス事業	85.7%	(6)	71.4%	(5)	14.3%	(1)	0.0%	(0)	0.0%	(0)	14.3%	(1)
サービス業（その他）	50.0%	(15)	40.0%	(12)	6.7%	(2)	3.3%	(1)	43.3%	(13)	6.7%	(2)
無回答・不明	48.4%	(15)	41.9%	(13)	3.2%	(1)	3.2%	(1)	45.2%	(14)	6.5%	(2)

令和6年8月1日から令和7年8月1日までの1年間に、子の看護休暇取得者がいた事業所の割合は17.3%（女性15.1%、男性9.6%）となっている。【図17】

【図17】 子の看護休暇の取得状況

